

令和 7 年度第 1 回浜松市行政区画等審議会

日時：令和 7 年 7 月 1 日（火）

午後 2 時から 3 時まで（予定）

場所：浜松市役所本館 8 階第 3 委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）会長の選任について

（2）副会長の選任について

（3）浜松市長からの諮問に対する答申について

- ・「中央区江之島町及び中田島町にあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」

3 その他

4 閉 会

浜松市行政区画等審議会委員名簿

令和7年7月1日現在

任期: 令和5年10月15日から令和8年10月14日まで

委嘱区分	氏 名	備 考	
知識経験	いとう とうえ 伊藤 徳江	浜松市消費者団体連絡会	2期目
	うちだ しんいち 内田 真一	日本郵便株式会社 浜松西郵便局	1期目
	すずき じゅんや 鈴木 純哉	静岡県建築士会	2期目
	のざわ ひでこ 野澤 英子	とぴあ浜松農業協同組合	1期目
	ふじい やすゆき 藤井 康幸	静岡文化芸術大学	3期目
	まみや としひろ 間宮 年弘	浜松市自治会連合会	1期目
	よこた みどり 横田 みどり	浜松商工会議所	1期目
関係機関	いいの こうじ 飯野 晃司	静岡地方法務局 浜松支局	1期目

※氏名：敬称略、委嘱区分・五十音順

○浜松市行政区画等審議会条例

平成17年6月1日

浜松市条例第42号

改正 平成20年3月21日浜松市条例第30号

平成31年3月15日浜松市条例第21号

(設置)

第1条 市は、行政区画等に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市行政区画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

- (1) 行政区画の変更等に関する事項
- (2) 町又は字の区域の変更等に関する事項
- (3) 住居表示の実施等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政区画等に関する重要な事項

(平20条例30・追加)

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係機関の職員

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平20条例30・旧第2条繰下・一部改正、平31条例21・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平20条例30・旧第3条繰下・一部改正)

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平 2 0 条例 3 0 ・旧第 4 条繰下)

(委任)

- 第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平 2 0 条例 3 0 ・旧第 5 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 3 月 2 1 日浜松市条例第 3 0 号抄)

- 1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 2 6 条 (第 1 号に係る部分に限る。)の規定は同年 1 0 月 1 5 日から、第 2 6 条 (第 2 号に係る部分に限る。)の規定は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年 3 月 1 5 日浜松市条例第 2 1 号抄)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条から第 7 条まで、第 9 条から第 2 1 条まで、第 2 3 条、第 2 5 条及び第 2 7 条から第 3 6 条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 7 条第 1 項、浜松市防災会議条例第 2 条第 7 項、浜松市外国人市民共生審議会条例第 3 条第 3 項、浜松市行政区画等審議会条例第 3 条第 3 項、浜松市入札監視委員会条例第 3 条第 3 項、浜松市スポーツ推進審議会条例第 6 条第 1 項、浜松市立図書館協議会条例第 2 条第 3 項、浜松市人権施策推進審議会条例第 3 条第 3 項、浜松市障害者施策推進協議会条例第 2 条第 3 項、浜松市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 3 項、浜松市保健医療審議会条例第 2 条第 3 項、浜松市母子保健推進会議条例第 2 条第 3 項、浜松市感染症診査協議会条例第 2 条第 2 項、浜松市労働教育協議会条例第 5 条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第 3 条第 3 項、浜松市都市計画審議会条例第 2 条第 3 項、浜松市土地利用審査会条例第 2 条第 2 項、浜松市開発審査会条例第 2 条第 2 項、浜松市景観審議会条例第 3 条第 3 項、浜松市建築審査会条例第 2 条第 2 項、浜松市行政不服審査条例第 2 条第 4 項、浜松市市民協働推進条例第 1 4 条第 1 項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 4 条第 4 項及び第 1 9 条第 4 項、浜松市歯科口腔保健推進条例第 1 1 条第 4 項、浜松市環境基本条例第 2 4 条、浜松市環境影響評価条例第 5 8 条第 4 項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第 1 5 条第 3 項、浜松市中央卸売市場業務条例第 8 0 条第 3 項及び第 8 0 条の 2 第 3 項、浜松市地方卸売市場業務条例第 4 0 条の 2 第 3 項、浜松市中高層建築物

の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。



浜 総 文 第 1 0 8 号
令 和 7 年 6 月 1 8 日

浜松市行政区画等審議会
会長 鈴木 純哉 様

浜松市長 中野 祐介



諮 問 書

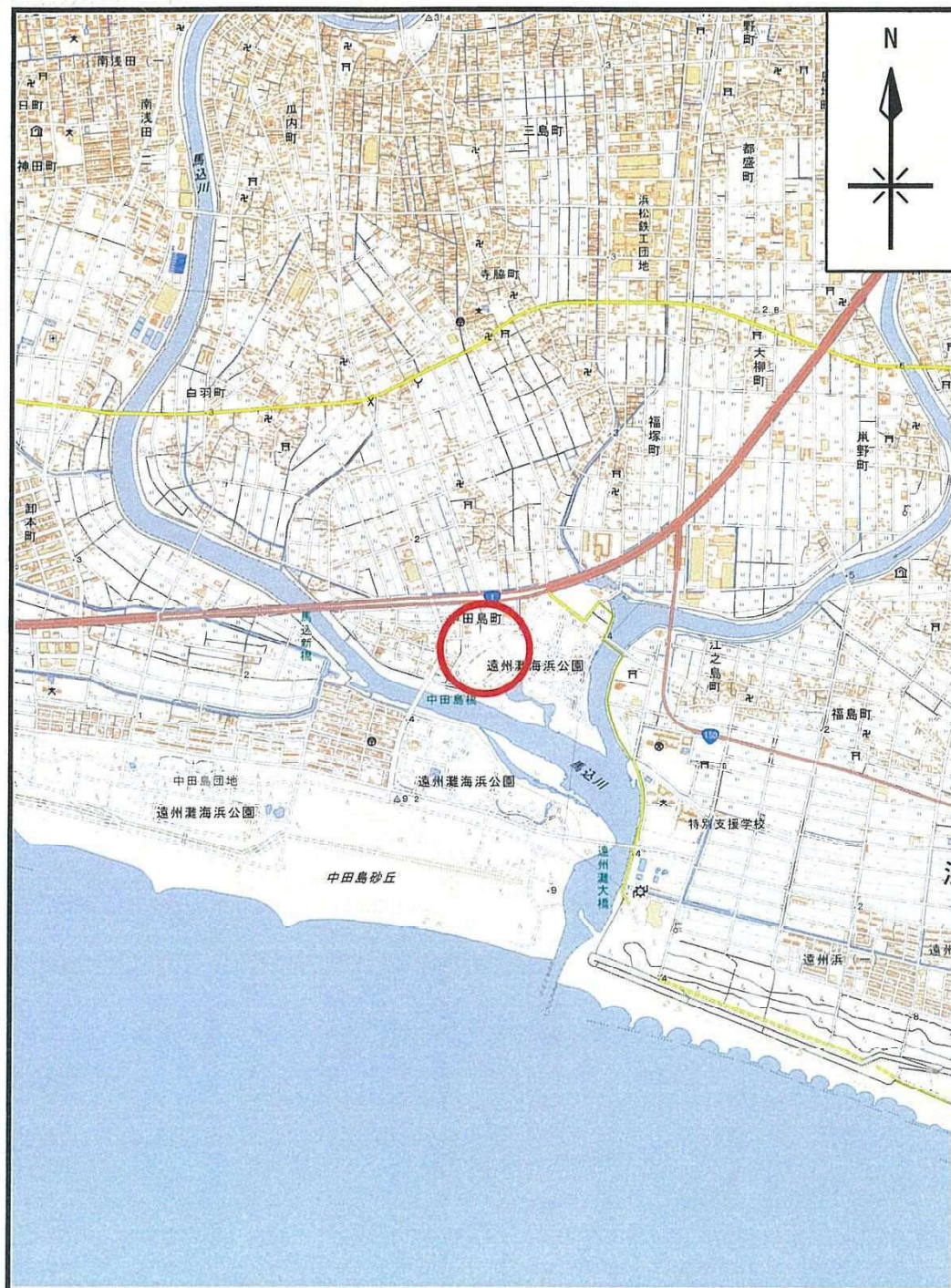
浜松市行政区画等審議会条例第2条第2号及び第4号の規定により、次のとおり意見を求めます。

記

件名	中央区江之島町及び中田島町にあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
目的・理由	・昭和58年に竣工した静岡県河川改良工事による二級河川芳川の一部埋立てにより、あらたに生じた土地（中央区江之島町及び中田島町に跨る土地）の確認をするため。 ・あらたに土地が生じたことに伴い、字の区域を変更するため。
経緯	〈背景〉 当該地は、昭和58年に竣工した静岡県の馬込川中小河川改良工事（河川の付替え）において二級河川芳川の一部が埋め立てられたことにより生じ、その後、静岡県により公園敷地として整備され、平成3年からは県営遠州灘海浜公園（通称：石人の星公園）の用に供されている。 しかしながら、当該地は、不動産登記や河川法に基づく河川廃止手続きがされないまま現在に至るため、河川管理者（県知事）の管理に属する二級河川芳川として残置されている。 この度、静岡県では財産調査を進める中でこの事実を覚知したため、当該地に係る河川廃止手続きを進めることとなったが、それに先立つ不動産登記において当該地の属する「字」を特定する必要が生じた。 「字」の区域に関する事項は市長の権限に属するところ（地方自治法第260条第1項）、静岡県からの連絡を端緒として、地方自治法に基づく必要な手続きである「当該地があらたに生じたことの確認」及び「これに伴う字の区域の変更」を行うに至ったものである。 あらたに生じた土地の面積は、74,809.52平方メートルである。 〈課題又は検討した事項〉 あらたに生じた土地の字の名称については、関係自治会に意見を聴取した。
内容	・あらたに生じた土地及び中央区江之島町字白鳥山に編入する区域 浜松市中央区江之島町字白鳥山1642から1707の3の地先及び同字宮前585の1から585の2の地先 25,040.08平方メートル ・あらたに生じた土地及び中央区中田島町字新崎に編入する区域 浜松市中央区中田島町字新崎1056の3から1115の6の地先及び同字当新田1164の地先 49,769.44平方メートル ※いずれも関係自治会の意向に沿うもの。

時 期	〈実施時期及び公表時期・方法（議会・記者・市民）〉 令和7年 9月 市議会定例会へ提案 〃 10月 議決後、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更の決定
備 考	〈実施するうえで関係する事項、実施したことにより生じる事項、本件の取扱いについてなど〉

位置図



※地理院タイルを利用しています (URL <http://maps.gsi.go.jp>)。

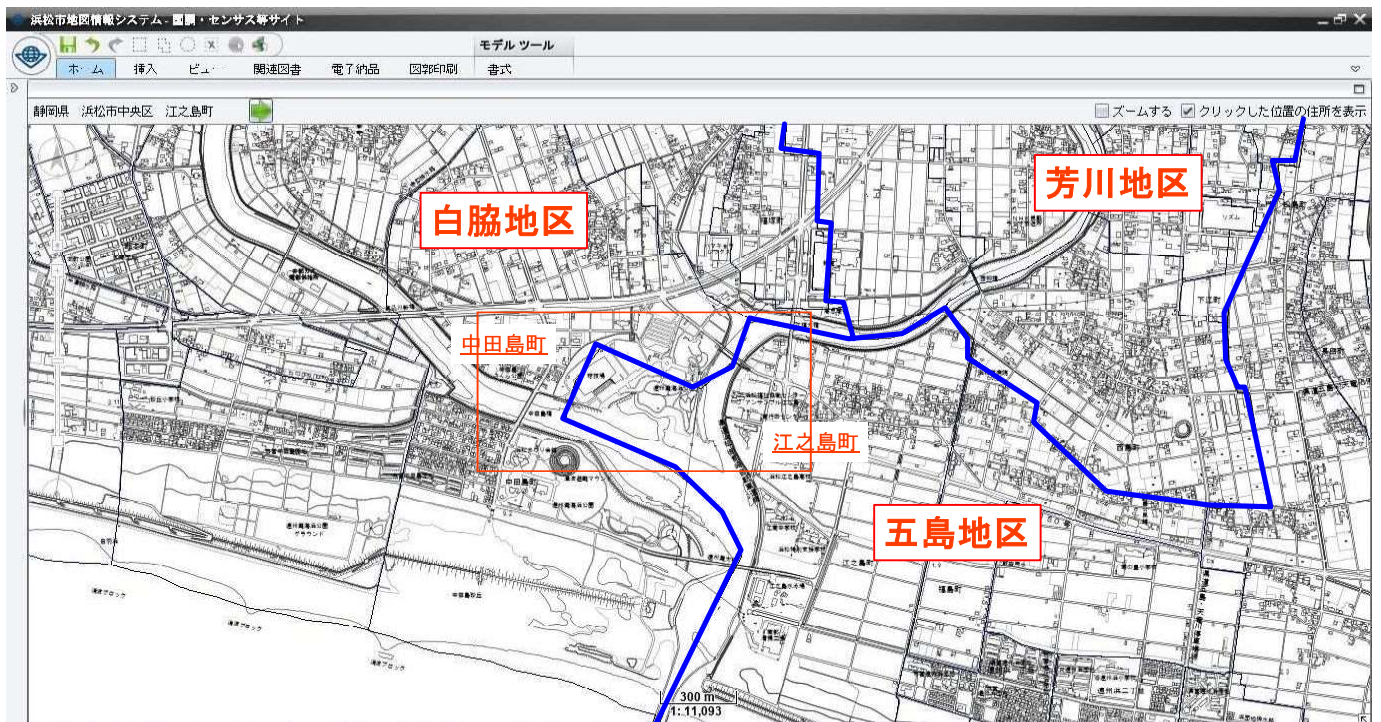
縮尺:1/25,000

緯度:34度44分19.09秒
経度:137度30分1.04秒

0 500m 1000m

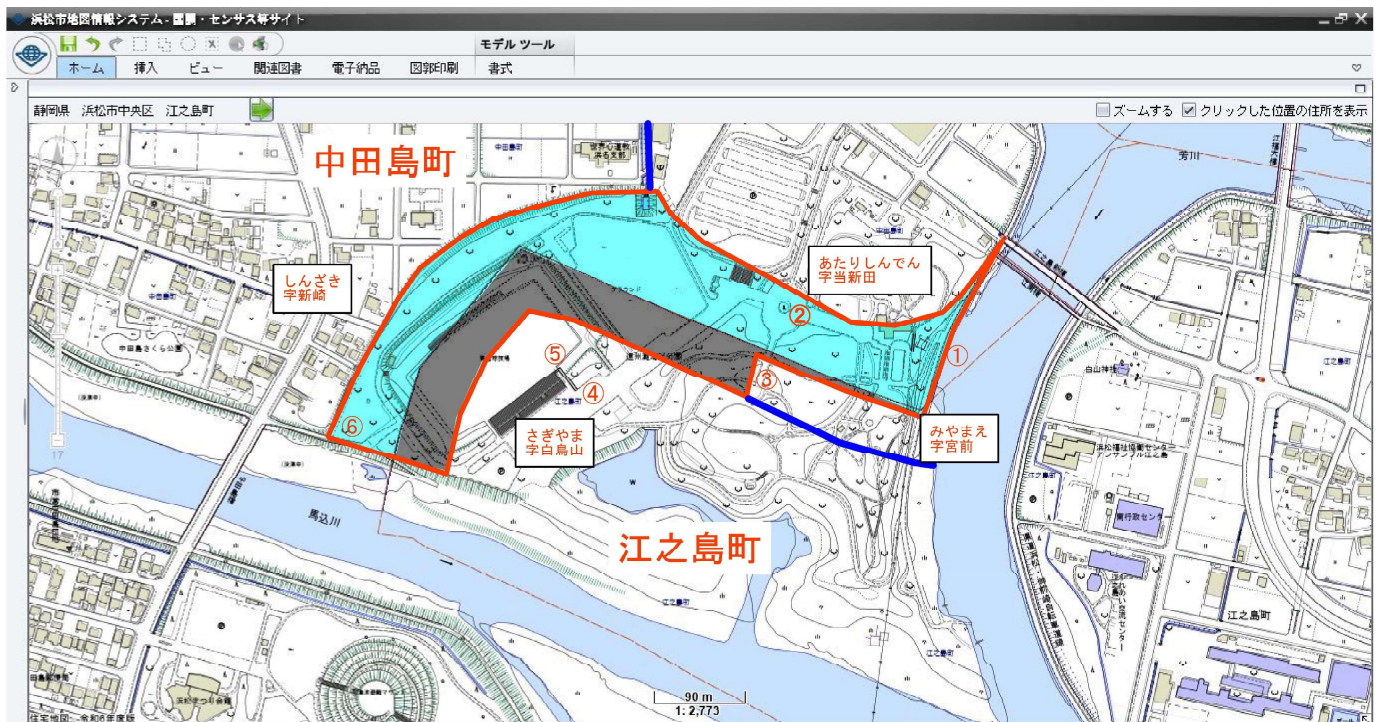
現況図

資料 2-1



現況図

資料 2-2



- | | | | | | | | |
|---|-------------|--|----|--|-----|---|--------|
| | あらたに生じた土地 | | 町界 | | 小字名 | | 字（小字）界 |
| | 中田島町字新崎に編入 | | | | | | |
| | 江之島町字白鳥山に編入 | | | | | | |

■遠州灘海浜公園 現地写真



①公園東側の堤防道路



①から東に芳川を望む



②モニュメント



③石人の道(モアイ像)



④球技場(外観)



⑤球技場(グラウンド)



⑥埋立地の南西端(西側隣地との境界)



⑥から南に馬込川を望む

令和7年 5 月 16 日

浜松市長 中野 祐介 様

中田島町自治会

会長 関 裕 一 郎



中央区中田島町にあらたに生じる土地の字（小字）に関する意見書

県立遠州灘海浜公園（石人の星公園）敷地内にあらたに生じる土地の字（小字）の名称に関し、この度、市から照会を受けたため、関係自治会として下記のとおり意見する。

記

所在地	中央区中田島町字新崎 1056 の 3 地先から同字当新田 1164 地先までの公有水面埋立地
面積	49,769.44 m ²
字(小字)の名称 (該当の名称に☑)	☐ 字当新田（あたりしんでん） ☒ 字新崎（しんざき） ☐ その他（ ）
理由	（上記の名称とした理由を記載） 当該土地の一角は、地元では昔から「新崎」と呼ばれ、「当新田」は馴染みがないため。

以上

令和7年 5 月 16 日

浜松市長 中野 祐介 様

江之島町自治会

会長 鈴木美作男



中央区江之島町にあらたに生じる土地の字（小字）に関する意見書

県立遠州灘海浜公園（石人の星公園）敷地内にあらたに生じる土地の字（小字）の名称に関し、この度、市から照会を受けたため、関係自治会として下記のとおり意見する。

記

所在地	中央区江之島町字白鳥山 1707 の 3 地先から同字宮前 585 の 2 地先までの公有水面埋立地
面積	25,040.08 m ²
字(小字)の名称 (該当の名称に☑)	☒ 字白鳥山（さぎやま） ☐ 字宮前（みやまえ） ☐ その他（ ）
理由	（上記の名称とした理由を記載） 当該土地の一角は、地元では昔から「白鳥山」と呼ばれ、住民に馴染みがあるため。 「宮前」は、当該土地から芳川を挟んだ東側に位置する「白山神社」に由来するものであり、当該土地の名称としては相応しくない。

以上

地方自治法（抄）

第 9 条の 5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。 ※権限移譲により届出先は市長

② 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。 ※権限移譲により告示をするのは市長

第 2 6 0 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。